

衆議院農林水産委員会ニュース

平成 20.9.18 第 169 回国会第 14 号（閉会中審査）

9 月 18 日、第 14 回の委員会が開かれました。

1 農林水産関係の基本施策に関する件

- ・太田農林水産大臣から説明を聴取しました。
- ・太田農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

岩 永 峯 一君（自民）

- ・事故米穀の不正規流通問題について、「人体に影響がないからあまりジタバタ騒いでいない」との太田農林水産大臣発言の真意は何か。
- ・関係事業者等の名称の公表により、風評被害を受けた事業者に対する補償について、どのように考えているのか。
- ・事故米穀の取扱いについて、ミニマム・アクセス米においては輸出国に返送し、国内で発生したものについては国が処分すべきと考えるが、今後どのような再発防止策を講ずるのか。

小 里 泰 弘君（自民）

- ・事故米穀について、カドミウム汚染米の場合と同様に食用に流通しないよう着色すべきではなかったのか。
- ・輸入した段階で残留農薬基準値を超える米穀については、工業用に回すのではなく、輸出国に返送すべきではないか。
- ・国内において生産調整を行っている中、国民の食の安全・安心を脅かしてまで、ミニマム・アクセス米を 77 万トン輸入しなければならないのか。

西 博 義君（公明）

- ・事故米穀の不正規流通の再発を防止するため、農林水産省内の体制を整備する必要があるのではないか。
- ・名称を公表したことにより風評被害を受ける懸念がある関係事業者等について、個々の業者ごとに安全性を確認し、その旨公表する必要があるのではないか。
- ・残留農薬基準値を超える小麦が輸入された実態はあるのか。

筒 井 信 隆君（民主）

- ・事故米穀の不正規流通問題については、農林水産省に第一義的責任があるのではないかと。
- ・農林水産事務次官の「私どもに責任があると考えているわけではない」（9 月 11 日）旨の発言について、次官本人が謝罪し、撤回をすべきではないかと。
- ・事故米穀について、カドミウム汚染米の場合と同様、着色するなどのしかるべき転用防止策を講ずるべきではなかったのか。
- ・事故米穀の買受業者の帳簿上の販売先を調査することにより、帳簿の虚偽記載を見抜けたのではないかと。

菅 野 哲 雄君（社民）

- ・事故米穀を工業用のりメーカーに限定して販売しなかった理由は何かと。
- ・商社ルートによる事故米穀の流通に対し、国としてどのような検査を行ったのか。
- ・平成 15 年の食糧法改正による流通自由化について検証すべきではないかと。